

東村道の駅サンライズひがし

飲食店区画出店業者

公募型プロポーザル募集要項

沖縄県東村

目次

- 1 道の駅サンライズひがしの概要
- 2 飲食店区画の概要
- 3 公募の概要
- 4 施設の見学
- 5 参加資格
- 6 申込み方法
- 7 審査方法（公募型プロポーザル方式）
- 8 使用開始までの流れ
- 9 その他

別添Ⅰ 厨房（施設内）設備写真

別紙Ⅰ 質問書

1 道の駅サンライズひがしの概要

道の駅サンライズひがしは、沖縄県国頭郡東村字平良に位置し、県道 70 号線沿いにある地域の交流拠点である。平成 15 年に開設され、令和 2 年に道の駅として登録された。施設内には特産品直売所、飲食店区画、加工施設、24 時間利用可能なトイレ、約 20 台（変動の可能性あり）の駐車場を備える。

東村は国内最大のパインアップル産地であり、直売所ではパインや地元農産物が販売される。周辺にはつつじエコパーク、福地川海浜公園、東村文化・スポーツ記念館などがあり、3 月のつつじ祭りや夏季（パイン収穫期）には観光客が増加する。一方、平日や冬季は村民の利用が中心となる。

現在、道の駅は一部を民間事業者へ管理委託し、飲食店区画および特産品加工室は村が直接管理している。今回の募集は村が主体となって実施するものであり、将来的には施設全体の管理方式の見直し（指定管理者制度等）を検討している。

2 飲食店区画の概要

(1) 所在地

沖縄県国頭郡東村字平良 550-23（道の駅サンライズひがし内）

(2) 客席数（概ね 29 席）

- ・ テーブル席：16 席（4 人掛け×4 卓）
- ・ カウンター席：5 席
- ・ 座敷席：8 席
- ・ 店舗前（外）も利用可

(3) 対象面積

約 84.66 m²

(4) 厨房設備

①食器食洗器（買換え予定）②製氷機 ③ガス台 ④フライヤー ⑤冷凍冷蔵庫
⑥テーブル型冷蔵庫 ⑦シンク ⑧その他現地に設置されている備品（現地確認のうえ確定）

別添 | 参照

(5) 使用開始時期

令和 8 年 6 月頃（協議の上決定）

3 公募の概要

(1) 契約期間

契約日より3年間とし、更新については契約満了日3か月前までに協議のうえ決定とする。

将来的に道の駅全体の管理方式が変更される場合は、契約内容の調整または引継ぎに協力するものとする。

(2) 月額賃料

月：30,000円（共益費含む）

(3) 保証金

賃料の3か月分

(4) その他の必要経費

以下の経費は、すべて事業者の負担とする。

1. 電気料金
2. 水道料金
3. ガス料金
4. 電話・インターネット料金
5. 燃料・消耗品等の購入費用
6. 既存備品及び追加備品の修繕にかかる費用の負担

(5) 営業許可等

営業に必要な許可・手続きは事業者が行い、費用も事業者負担とする。

(6) 設備の追加設置・改造

追加設備の設置または施設の改造を行う場合は、事前に村と協議し、書面により通知すること。改造を行った場合は、退去時に原状回復を行うこと。

(7) 営業可能日

道の駅は年中無休であるが、飲食店の定休日は事業者の提案により設定可能とする。

(8) 営業可能時間

道の駅の営業時間に準じる。ただし、事業者提案により調整可能とする。

※道の駅営業時間 9:00-18:00

(9) 退去手続き

退去する場合は、3か月前までに村長へ通知し、原状回復のうえ退去すること。

(10) 管理運営への協力

①直売所との連携に関する協力

施設内の回遊性向上や利用者サービス向上のため、特産品直売所との連携に努めること。

②防犯・防災に関する協力

施設内の安全確保のため、防犯・防災に関する施設管理者の指示に従い、適切な対応を行うこと。

③必要な報告書の提出

施設運営の把握および統計資料作成のため、月次の来客者数および売上額等について報告すること。

※報告内容は、施設運営の改善及び利用状況の把握のみで使用する。

(11) 使用開始

業者選定通知から14日以内に営業許可に必要な申請を開始すること。

※営業許可に時間を要する場合は要相談

(12) 法令遵守

関係法令を遵守すること。

4 施設の見学

見学は以下の日程で、事前申し込みにより対応する。

・5月14日 9時～、11時～、14時～、16時～

・5月15日 9時～、11時～、14時～、16時～

申込み先：東村役場 企画観光課 0980-43-2265 (担当：比嘉)

5 参加資格

①法令に抵触しない事業であること。

②租税を完納していること。

- ③安定した経営能力、かつ優良なサービスが提供できること。
- ④指定管理者や他の出店者と協調・協力ができる。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）による更生・再生手続き中ではないこと。
- ⑥暴力団等でないこと。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。

6 申込み方法

(1) 提出書類

1. 参加申請書

2. 事業計画書（次の内容を含むこと）

- 1) 事業の概要（コンセプト、提供メニューの方向性）
- 2) 運営体制（責任者、従業員数、役割分担等）
- 3) 営業計画（開業までのスケジュール、営業時間、定休日、繁忙期の対策等）
- 4) 収支計画 今後3年分（売上見込み、経費見込み等）
- 5) 食品衛生責任者資格証の写し（保有している場合）
- 6) その他特記仕様書による

※提出書類の規格はすべて A4 サイズ

3. 個人の場合

- ・住民票（発行3か月以内）
- ・納税証明書（発行3か月以内）

4. 法人の場合

- ・登記事項証明書（発行3か月以内）
- ・決算書（過去3年分）
- ・納税証明書（発行3か月以内）
- ・定款の写し

5. その他、村長が必要と認める書類

※申請書類の作成にかかる諸費用は申請者の負担とし、提出資料等の返却は致しません。

(2) 受付窓口（募集要項に関する問い合わせ先）

東村役場 企画観光課（担当：比嘉）

〒905-1292 沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地

TEL：0980-43-2265 FAX：0980-43-2457

メール：kikaku@vill.okinawa-higashi.lg.jp

(3) 募集期間

- ・令和8年5月1日(金)～令和8年5月21日(木) 土日祝祭日は除く
- ・時間：9:00～16:00まで ※12:00～13:00は除く
- ・持参または郵送にて提出 ※郵送は当日消印有効

(5) 質問受付

別紙「質問書」をメールまたは持参にて下記の期間に受け付ける。

令和8年5月1日(金)～令和8年5月15日(金)

回答日：令和8年5月19日(火) ※メール及び役場掲示板にて回答

なお、募集要項は質問内容などにより変更する場合があります。変更内容は東村公式ホームページなどで公表する。

7 審査方法（公募型プロポーザル方式）

- (1) 提出された書類及び提案内容については、下記の評価項目に基づき審査委員会が総合的に評価し候補者と次点候補者を選定する。なお、本事業の審査は非公開とし、審査に関する問い合わせには応じないことにする。

- ①事業計画の妥当性（25点）
- ②運営体制・衛生管理（15点）
- ③収支計画・継続性（20点）
- ④地域性・連携（10点）
- ⑤情報発信・利用者サービス（15点）
- ⑥自由提案（15点）

- (2) プロポーザル審査（プレゼンテーション）は、令和8年5月28日（木）に実施する。

※詳細の時間及び場所は、応募者へ別途通知する。

- (3) 選定結果については、候補者、次点候補者へ通知する。

候補者は通知を受けた日から7日以内に、受諾又は辞退の意思を書面その他の方法により村長へ通知すること。

8 使用開始までの流れ

日 程	内 容
令和8年5月1日(金)	募集要項等の公表
令和8年5月14日(木)・15(金)	募集区画見学
令和8年5月15日(金)	募集要項等に関する質問受付締切
令和8年5月19日(火)	募集要項等に関する質問・回答公表
令和8年5月21日(木)	応募申込書、審査書類の受付締切
令和8年5月28日(木)	審査委員会(プロポーザル)
令和8年5月29日(金)	選定者の決定および通知
令和8年6月中	契約締結
契約後14日以内	使用開始

9 その他

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 村長が必要と認める事項について、協力を求める場合がある。
- (3) 本要項の内容は、必要に応じて変更する場合がある。
- (4) 来場者数の推移

年 度	東ぬ浜(前食堂)	サンライズひがし(道の駅)
令和3年度	21,714人	36,802人
令和4年度	23,944人	39,726人
令和5年度	26,906人	40,261人
令和6年度	25,348人	40,261人
令和7年度	19,306人	46,410人

別添Ⅰ 施設内設備一覧

